

募集 七福求めて
 ぶら〜りみとよ

各コース定員15名

▶申し込み・問い合わせ
 「七福求めて ぶら〜りみとよ」事務局(市商工会内)
 ☎72-3123

秋のまちあるきコース参加者募集

蘭の寄せ植え体験とイングリッシュ
 アフタヌーンティーで癒しのひととき

日時 9月27日(日) 午前9時15分集合
 集合場所 蘭'Sガーデン
 料金 3,500円 距離 2km

蘭の寄せ植えを体験。花に囲まれティータイムでリフレッシュしませんか。伝説の残る史跡「赤子の足跡」をガイドの説明を聞きながら散策します。

志々の大楠
 樹齢1200年のロマンに包まれよう

日時 11月1日(日) 午後0時15分集合
 集合場所 宮ノ下港
 料金 1,500円 ※船賃別途必要
 距離 3km

志々島の大楠を訪ねて不思議なパワーを体感。島民ガイドの楽しい説明と、瀬戸の小島で感動のひとときをお過ごしください。



国宝・本山寺にどっぷり浸かり
 写経体験でリフレッシュ

日時 11月11日(水) 午前9時15分集合
 集合場所 本山寺
 料金 1,500円 距離 0.5km

本山寺の解体修復前の五重塔を特別拝観します。抹茶をいただき写経に挑戦。筆ペンなど筆記用具をお持ちください。

紅葉の土讃線・さぬきさいだ駅
 里山めぐり

日時 11月14日(土) 午前9時30分集合
 集合場所 JR讃岐財田駅
 料金 1,500円 距離 4km

土讃線で県内最南端の讃岐財田駅周辺を散策します。駅舎そばにある県保存木「タブの木」や名物ガイドが営む精米所など見どころ満載。

催し 第18回仁尾八朔人形まつり

▶問い合わせ 仁尾八朔人形まつり実行委員会
 (三豊市商工会仁尾出張所内) ☎82-2345
 ☎080-3164-2763

日時 9月19日(土)〜21日(祝・月)
 午前9時〜午後5時
 (21日は午後4時まで)
 場所 仁尾町文化会館周辺
 内容 歴史上の人物やおとぎ話の名場面を再現し、店先や座敷に石や砂、草木などで箱庭風の舞台を作る全国的にも珍しいイベントです。今年、NHKの大河ドラマ「花燃ゆ」がメインテーマです。
 交通機関 19日はJR詫間駅およびJR観音寺駅から市コミュニティバスが運行。
 駐車場 臨時駐車場あり



催し 月見の宴

▶申し込み・問い合わせ
 三豊市商工会豊中支所 ☎62-2275

日時 9月26日(土)
 午後6時〜9時
 場所 本山稲荷運動公園
 (財田川リバーサイドパーク河川敷)
 内容 午後5時〜6時：抹茶接待
 午後7時〜7時30分：和太鼓演奏(大野原龍王太鼓)
 鴨鍋が楽しめる升席(1枡5人)あり
 ※升席は要予約(100組)
 締切日は9月18日(金)



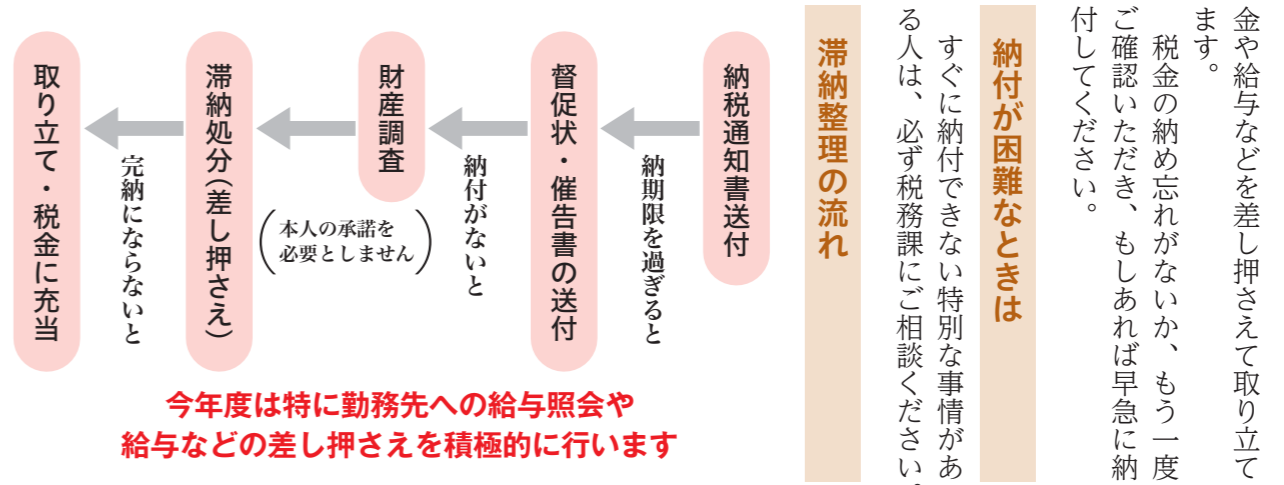
くらし 税務課からのお知らせ

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

STOP! 滞納!
 市民の皆さんが納めた税金は、福祉、教育、環境、防災などの身近な行政サービスや事業を実施するうえで大切な財源です。税金の滞納は財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすだけでなく、納期限内に税金を納めていない多くの市民の皆さんとの公平性を欠くこととなります。

9月〜12月は滞納整理強化期間
 財源を確保し、納税モラルの向上を図るため、市では、この期間に県や広域事務組合と連携し、財産の差し押さえを中心とした滞納整理に集中的・積極的に取り組みます。

納期限までに納付されなかった人には、督促状や催告書を送付し自主納付をお願いしますが、未だ納付されていない滞納者に対しては、預貯金や不動産の保有状況の調査、勤務先や取引先への支払状況の調査などの財産調査を行ったうえで、預貯金や不動産の保有状況の調査、勤務先や取引先への支払状況の調査などを行い、差し押さえを行います。



固定資産が異動したら届け出を
 次の場合は届け出をお願いします。

- **家屋を新築・増築したとき**
 税務課へ連絡してください。後日、税務課から家屋評価の日時調整の連絡を行い、家屋評価に伺います。間取りや仕上げの確認を行い、評価額を算出して、翌年度から固定資産税が課税されます。
- **家屋を取壊したときや、家屋の所有者が変わったとき**
 家屋の全部、または一部を取壊したときは「家屋滅失届出書」を税務課または各支所へ提出してください。また、売買・相続・贈与などにより家屋の所有者が変わったときは「名義人変更届出書」を提出してください。(登記している場合は法務局から通知があるので提出不要です)
- **土地の使用状況が変わったとき**
 家屋の用途変更で土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは「住宅用地変更申告書」を税務課または各支所へ提出してください。土地の税額が変わる場合があります。
- **住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取壊しにより変わった場合は、市条例によりその旨を申告しなければなりません。**